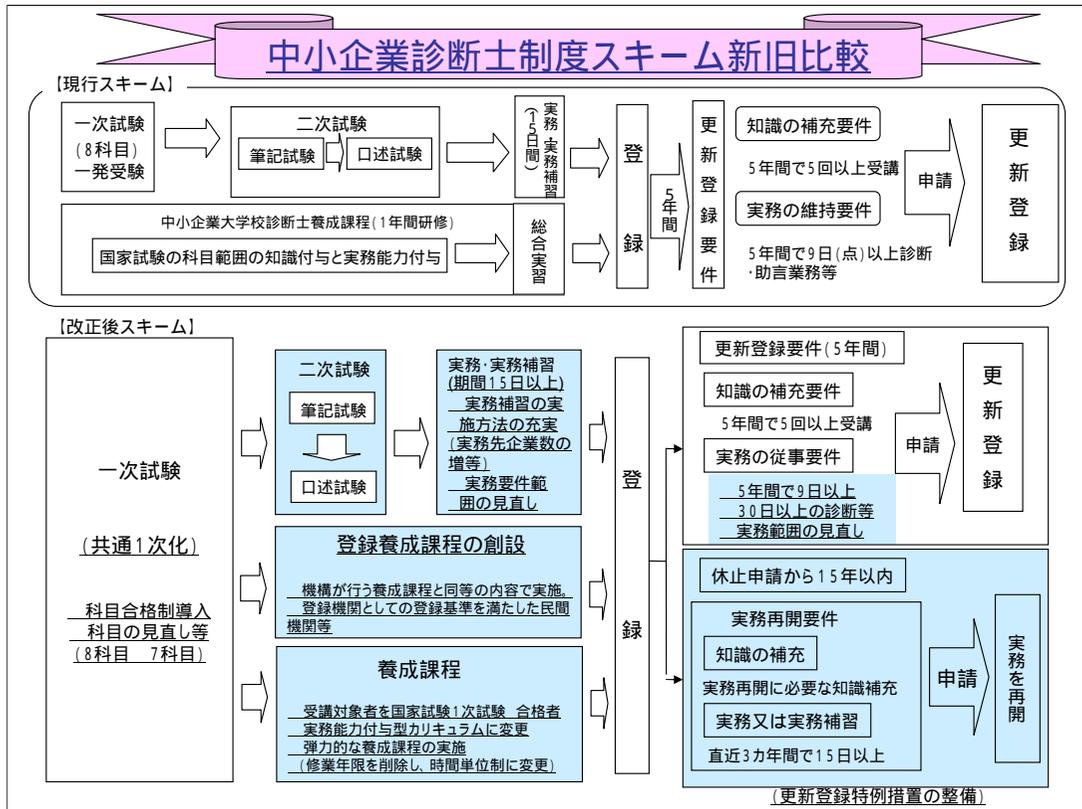


中小企業診断士制度の見直しについて

平成17年9月
中小企業庁経営支援課

中小企業診断士制度スキーム新旧比較



1. 制度の見直しの背景

中小企業診断士制度については、

(1) 支援法の附則において、「法施行後5年を目途として、第11条から第13条までの規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」が明記されており、これを受け、また、

(2) 社会的認知度が高まり診断士試験の受験者等が増加している一方で、新たな政策課題である中小企業の再生支援や地域金融機関が推進するリレーションシップバンキングに積極的に関与しうるより高い能力を持った中小企業診断士を確保することが求められているなどの状況を踏まえ、

本年4月の中小企業政策審議会において、(1) 中小企業診断士の総数の拡大、(2) 中小企業診断士の質と信頼性の確保・向上を図るといった視点から、制度の見直しを内容とする答申がなされた。今回の制度(省令)改正は、この答申を踏まえたものです。

2. 制度見直しの概要

答申で示された制度見直しの概要は、以下のとおりです。

(1) 診断士試験の第一次試験について、従来の一発合格制から科目合格制に変更し、受講しやすい試験制度にするとともに、試験合格後に受講する実務補習の充実等を図る。

(2) 機構が行う養成課程について、受講対象者を診断士試験の第1次試験合格者とし、それに応じて科目を実務能力付与重視型へ変更するとともに修了年限を撤廃し、修得に必要な時間単位制に変更する。

(3) 機構が行う養成課程と同等の課程を民間でも行うことができる新たな登録機関制度を創設する。

(4) 更新登録の要件である実務従事要件について、実務従事期間を9点(日)以上から30点(日)以上とするとともに、企業内等に勤務する診断士の診断実務の実態に合わせ更新の対象となる実務の対価要件を削除する。

(5) 更新登録制度について、企業内等に勤務する診断士が異動等により当面経営診断業務に従事できなくなる者が増加していることに鑑み、これらの者が、申請により、診断実務に従事することを一時的に休止し、将来一定要件を満たした場合には更新登録期間(5年間)を超え休止申請した日の翌月から最大15年以内であれば実務を再開することができる更新登録の特例措置を設ける。

改正後中小企業診断士の登録制度(H18.4.1~)

新規登録

中小企業診断士試験
(1次・2次試験)

中小企業に対する経営
診断業務(15日以上)

又は

経済産業大臣が登録する実務
補習機関(1)又は機構、都道
府県センターが行う実務補習
(15日以上)

1 H16.4.1現在登録機関
(社)中小企業診断協会

中小企業支援法第12条(試験の実施は経
済産業大臣又は適当な公益法人)現在、
(社)中小企業診断協会を指定し、実施。

合格

申請

経済産業大臣が登録

官報に氏名及び登録番号を公示、
本人には中小企業診断士登録証を交付。

1次試験合格者

経済産業大臣が登録する登録養成機関が行う
登録養成課程

又は

中小企業大学校の中小企業診断士養成課程

更新登録の特例

更新登録

有効期間(5年間)

有効期間内に
休止の申請

経済産業大臣が登録簿に記載し、
申請日から15年を限度に診断の
実務に従事することを休止

更新要件

知識の補充要件

(5年間で5回以上受講等)
経済産業大臣が登録する研修機関(2)が行う理論政策更新研修(4h)
中小企業大学校が行う支援人材向け研修
論文審査
又は の研修の指導(講師)

2 H16.4.1現在登録機関
(社)中小企業診断協会
(株)実践クオリティシステムズ

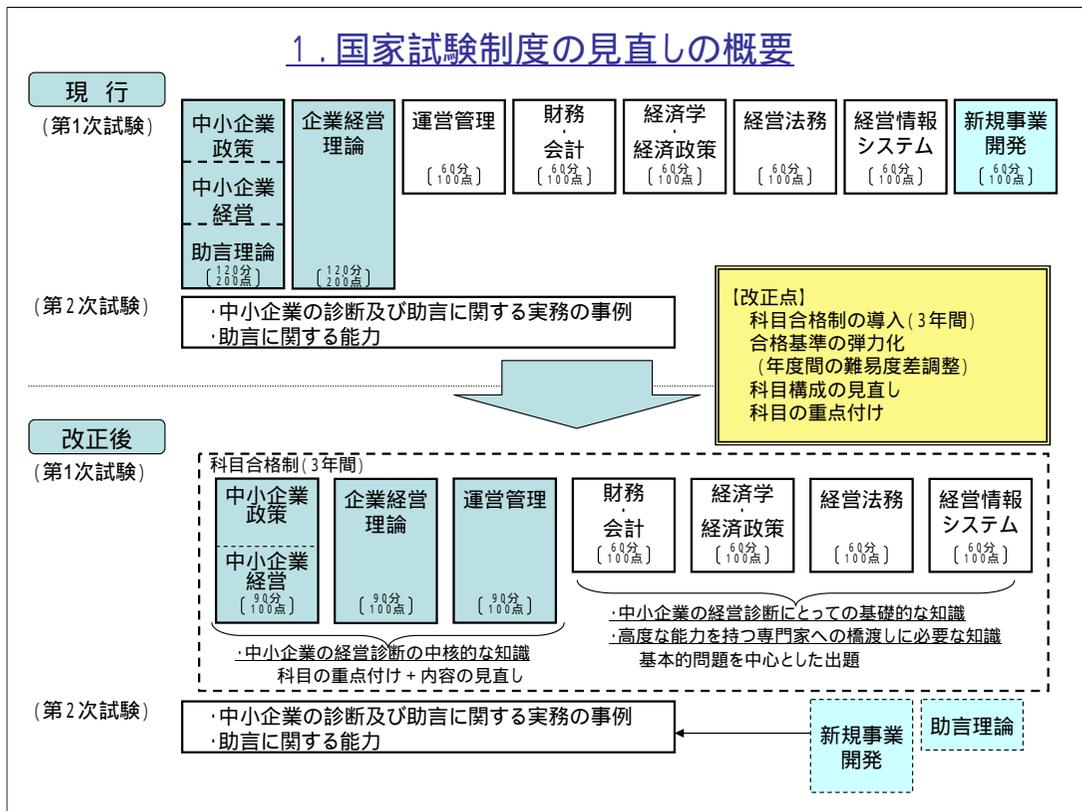
実務の従事要件

(5年間で30点以上獲得)
中小企業者に対する経営診断・助言業務(1日1点)
実務補習又は機構、都道府県等中小企業支援センターのインターン
シップ(1日1点)
実務補習の実務指導、養成課程又は登録養成課程の実習の指導

申請

登録更新

1. 国家試験制度の見直しの概要



< 国家試験制度の見直しの概要 >

1. 第1次試験を従来の1発合格制から科目合格が可能となる科目合格制(科目合格留保制度)を導入する。

第1次試験は、試験科目(7科目)全てに合格すれば第1次試験合格となりますが、一部科目だけに合格した場合は、「科目合格」とし、翌年度及び翌々年度の第1次試験を受験する場合に、受験者からの申請により、当該科目を免除するものです。

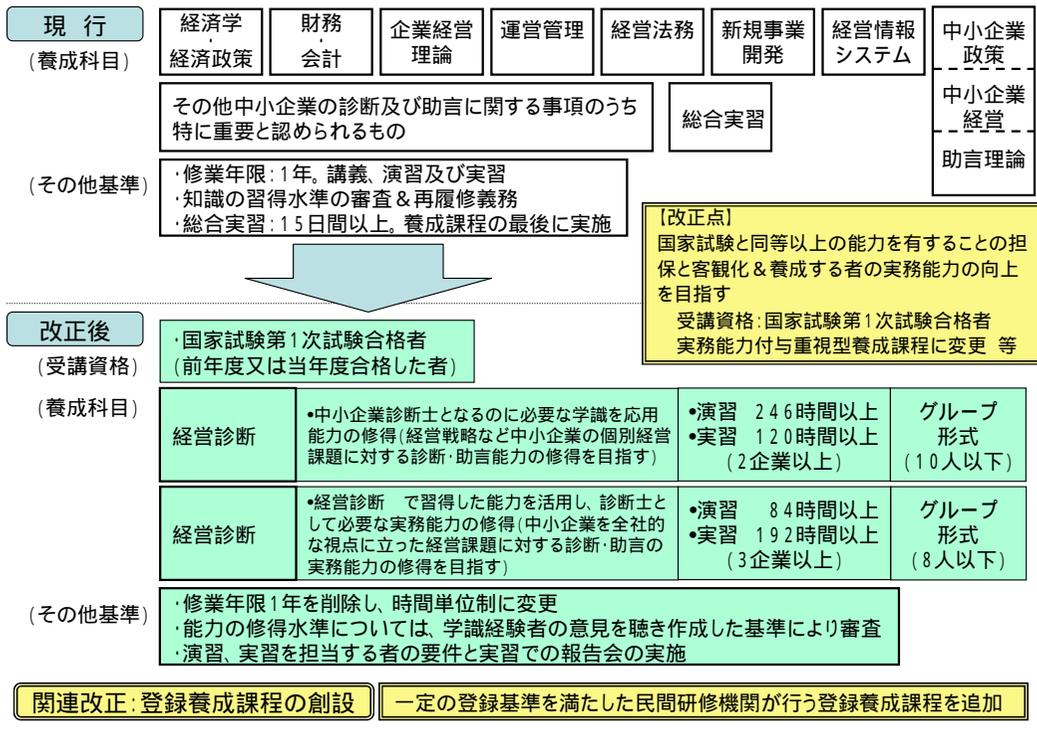
2. 年度間で生じる科目毎の出題内容の難易度差を調整できる弾力化基準を設ける。
3. 第1次試験の試験科目を再検証し、診断士に必要な中核的知識を問う科目と他の専門家への橋渡しに必要な基礎的知識を問う科目に分け、

中核的知識を問う科目について、重点化(試験時間の増等)する。

現行第1次試験の科目となっている「新規事業開発」「助言理論」は、診断士として必要な知識を総合的に活用して行う経営診断に対する応用力、診断能力を問う内容であることから、第1次試験科目から削除し、第2次試験の範囲に加える。

などの見直しを行うことで、診断士を目指す受験生が受験しやすい制度とするものです。

2. 中小企業診断士養成課程(機構)の見直しの概要



< 中小企業基盤整備機構が行う中小期診断士養成課程の見直し >

養成課程の持つ強みである実務能力付と機能を最大化し、法律上求める国家試験合格者と同等以上の能力を有することの担保と客観化を図るため、

1. 受講対象者を診断士として必要な知識を判定した国家試験第1次試験合格者とする。
2. 養成課程のカリキュラムを演習・実習中心の実務能力付と重視型に変更する。
3. 養成課程の修業年限1年を削除し、時間単位制に変更することで受講期間を短縮等受講生にとって利便性が向上される弾力的な課程の実施を可能とする。

など、診断士として実務能力の高い者をより多く輩出できるスキームへの変更するものです。

< 登録養成機関が行う登録養成課程の創設 >

以下の登録基準を満たした民間研修機関等が行う登録養成課程を追加することで、受講生が養成課程を受講できる機会を増やし、より多くの実務能力の高い者を輩出できる体制を整えるものです。

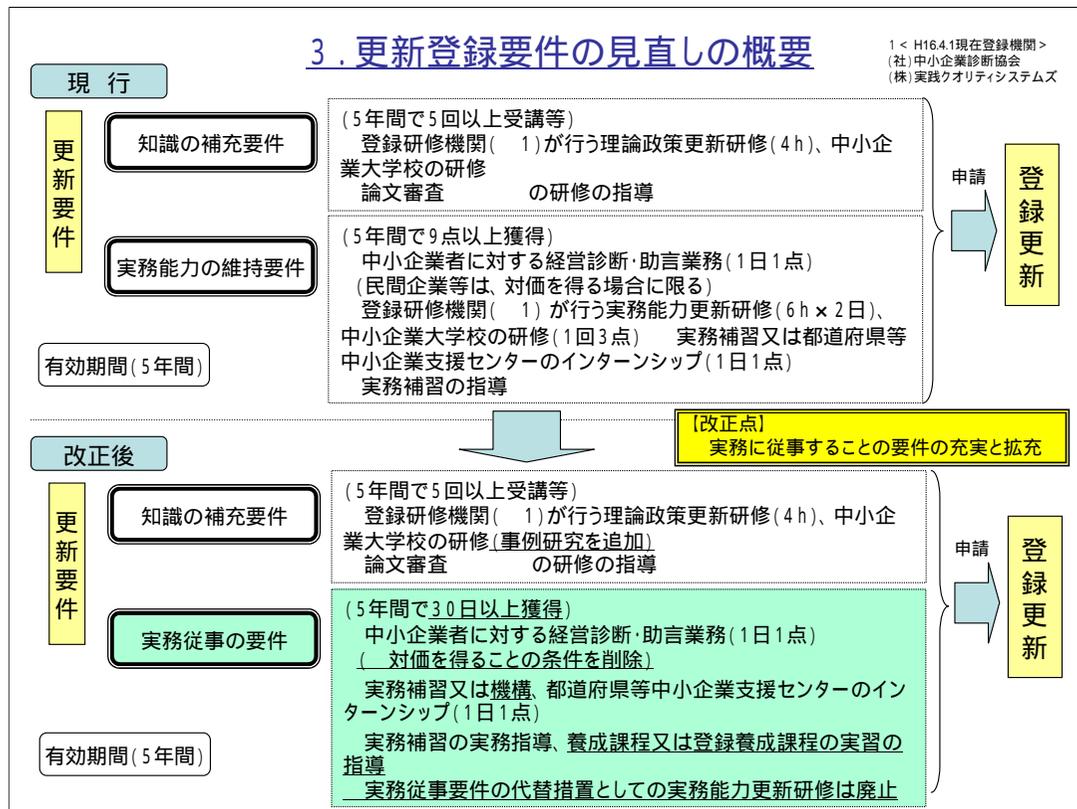
(登録基準)

1. 役員、職員、設備、研修の業務の実施の方法その他の事項についての研修の業務の実施に関する計画が、研修の業務の的確な実施のために適切なものであること。
2. 研修の業務の実施に関する計画を的確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
3. 研修の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって研修の業務が不公正になるおそれがないものであること。
4. 実施しようとする登録養成課程が、中小企業基盤整備機構に求める養成課程の基準と同等の内容で実施できること。

その他、養成される者の科目の修得水準の審査は、機構が作成する基準を活用すること。

3. 更新登録要件の見直しの概要

1 < H16.4.1現在登録機関 >
(社) 中小企業診断協会
(株) 実践クオリティシステムズ



< 更新登録に必要な実務従事要件の見直し >

現状の更新登録に必要な実務従事要件については、前回の制度改正では、診断士の位置づけが大きく変更したことにとともに、旧制度との比較において極端な差が出ないように配慮された結果された、旧制度での更新研修と同程度の時間数になるように要件設定されていました。

今回制度を見直すにあたっては、

- ・ 中小企業が経営診断を受ける機会を確保するために経営診断に従事する者を登録するという本来の制度の趣旨・目的により沿った形の制度とすること。
- ・ 現行制度では、支援法で定める中小企業支援事業以外の民間等で行う経営診断については「対価を得て行う場合に限定」されているが、診断士として多く登録されている民間企業や金融機関等に勤務者については、必ずしもコンサルティングの専門部署において対価を得て活動することよりも、営業活動の一環として行うコンサルティング活動が多いことが推定されることから、登録される診断士の活動に沿った要件とすることを念頭に、更新に必要な実務従事要件を見直すものです。

更新に必要な実務従事の日数(点数)を「9点以上/5年」を「30点以上/5年」に変更する。

民間等で行う経営診断について「対価を得て行うこと」の要件を削除する。

(実務要件の範囲と見なせる事例：次項参照)

これまで実務の代替措置となっていた実務能力維持更新研修は、廃止するが、実務に従事することの実態に即し、実務の休止を申請し、休止できる制度を設ける。

これらにより、登録される診断士の質と信頼性の確保・向上を図るものです。

(参考) 企業内での活動として更新要件の実務と見なせる事例

以下のような事例については、右記した要件に該当する場合は、中小企業に対する経営診断の実務と見なし、所属企業の雇用責任者又は相手方中小企業の証明をもって更新要件とすることができるものとする。

民間企業等に所属する中小企業診断士から問い合わせのあった事例		実務と見なせる範囲
所属企業内での診断活動	企業内における業務プロセス革新への提案活動	所属先企業が中小企業の場合
	企業内における経営革新活動	
	企業内における財務診断、改善のための提案活動	
取引先企業へのコンサルティング活動	製造業における下請企業への経営指導活動	取引先企業が中小企業の場合
	卸売業におけるリテールサポート等の提案活動	
	金融機関における財務診断・助言・改善等の個別顧客指導	
	異業種への提案・連携への活動支援	
	取引先企業に対する情報化投資、営業活動に関するコンサルティング	
関連会社が新規事業を起業する際の組織作り、会社立ち上げ指導		

4. 創設する更新登録特例措置の概要

〔特例措置の概要〕

当面経営診断実務に従事しない者の実務休止申請に基づき、登録簿を訂正。一定の知識の補充と実務従事(補充)することで実務再開を申請し、申請に基づき登録簿を訂正し、実務再開のための登録証を発行。

更新有効期間(5年間)内

更新登録の特例(休止の申請日の翌月1日から15年以内に再開の申請が可能)

(条件)実務再開申請日前3年間で実務再開の要件を満たすこと

実務再開の要件

知識の補充要件

登録研修機関又は中小企業大学の更新研修の受講(5回)
・最新の中小企業施策に関する知識
・最新の診断事例等による新たな経営理論、経営診断手法等

実務従事(補充)要件

15日以上の実務従事(補充)要件
中小企業者に対する経営診断・助言業務(1日1点)
登録実務補習機関による実務補習機構、都道府県等中小企業支援センターのインターンシップ(1日1点)

実務再開申請

実務再開

登録簿に記載

(注)登録期間は、休止前の期間の残期間。更新要件には、休止前と実務再開要件で終了した研修実務を加えることができる。

実務
休止
申請

登録簿に記載

実務休止証書の
交付

<新たに創設する更新登録の特例について>

今回の見直しにおいては、制度の趣旨・目的に即した形で、更新の要件として必要な実務に従事することの要件を充実するとともに、登録される診断士の中には、所属する企業での勤務部署の異動等によって、当面、経営診断実務に従事することができなくなった者について、実務の休止を申請することで、一定期間の更新登録有効期間の延長ができる措置を新たに設けるものです。

現行の更新制度では、登録有効期間内に更新要件を満たせない者については、登録を削除する制度となっています。しかしながら、現在経営コンサルティング業を独立開業している者の多くは、診断士として登録後、民間企業等で10年以上の勤務経験を経て、独立・開業した者が多く、また、経営コンサルタントには、勤務先企業での知識と経験は大変有効なものであることなどの現状を踏まえ、診断士として必要な知識を持つ者が、実務に従事しないことを理由に、単に登録を削除するのではなく、実務の休止、再開が行える制度を設け、将来的な診断士の総数の拡大に繋げることとするものです。

(特例措置の概要)

登録有効期間内に診断の実務に従事することを休止する旨の申請を行うことで、休止申請日の翌月1日から15年を限度に登録有効期間を延長するものです。

延長される期間内に実務に従事することを再開する申請は、申請する前3年間で一定の知識の補充及び実務(又は実務補習)に従事することの要件を満たすことが必要となります。

(実務の再開要件)

- ・知識の補充として更新研修を5回受講すること
- ・試験合格者と同様に実務又は実務補習に15日以上従事又は受講すること